

# 平成21年第13回葛巻町議会定例会会議録（第1号）目次

平成21年6月10日

【開会】	1
諸報告	
・ 例月現金出納検査報告書の配付	
・ 陳情第7号、陳情第8号、要望第8号の配付	
・ 出張報告	
【会議録署名議員の指名】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【会期の決定】	1
日程第2 会期の決定	
【報告第1号～報告第3号上程、報告】	2
日程第3 報告第1号 平成20年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
日程第4 報告第2号 平成20年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
日程第5 報告第3号 平成20年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告について	
【議案第1号～議案第5号上程、説明】	5
日程第6 議案第1号 平成21年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）	
日程第7 議案第2号 町有自動車事故に係る和解に関し議決を求めることについて	
日程第8 議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて	
日程第9 議案第4号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて	
日程第10 議案第5号 葛巻町地域イントラネット基盤施設整備事業（第二期）の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	

【 一般質問 】

日程第 11 一般質問

- 1 2 番 鈴 木 満 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6  
( 1 ) 集落支援員制度導入について
  
- 2 5 番 山 岸 はる美 さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12  
( 1 ) 町立病院での妊婦検診の実現について  
( 2 ) 通学路の安全について
  
- 3 1 番 柴 田 勇 雄 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20  
( 1 ) 産直ハウスほすなある ( 食堂 ) に係る使用許可手続等について  
( 2 ) 限界集落への対応策について
  
- 4 3 番 姉 帯 春 治 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34  
( 1 ) 美術品取得基金廃止に伴い今後どのような対策をしていくのか

平成21年第13回葛巻町議会定例会会議録 第1号 (本会議)

告示年月日	平成21年5月21日(木)					
招集年月日	平成21年6月10日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成21年6月10日～平成21年6月15日 6日間					
会議の月日	平成21年6月10日(水) 開会10時00分 閉会14時53分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員  (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	5 番	山岸 はる美		8 番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 渕 文雄
	副町長	觸澤 義美	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	教育長	村木 登	病院事務局長	鳩岡 修
	監査委員	橋 隆	農業委員会事務局長	遠藤 彰範
	総務企画課長	村上 久男	総務企画課総務室長	村中英治
	住民会計課長	入月 俊昭	総務企画課総合政策室長	佐藤 義房
	健康福祉課長	野頭 諭	総務企画課財政係長	大久保 栄作
農林環境エネルギー課長	荒谷 重			

( 開会時刻 10時00分 )

## 議長 ( 中崎和久君 )

開会前ではありますが、本定例会からはノーネクタイで結構でございますので、上着もお取りになって結構ですので、あらかじめ申し伝えておきます。

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成21年第13回葛巻町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

これから今日の会議を開きます。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

日程に入るに先立ち諸報告をします。

例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配付しています。ご参照願います。

次に陳情第7号、肺炎球菌ワクチン公費助成に関する陳情、陳情第8号、「協働労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める陳情および要望第8号、農業委員の改選にあたってのお願いについては、議会運営委員会での協議を踏まえ、議員配付の扱いとします。

次に出張報告をします。

6月2日、岩手県町村議会議長会臨時総会出席のため、盛岡市に出張しました。

6月9日、国道281号整備促進期成同盟会総会出席のため、盛岡市に出張しました。

これで出張報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

これから今日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、葛巻町議会会議規則第119条の規定により議長から、5番、山岸はる美さん、8番、辰柳敬一君を指名します。

次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期について、6月1日に本定例会の招集にあたり議会運営委員会が開かれております。その協議結果について、議会運営委員長の報告を求めます。委員長、姉帯春治君。

## 議会運営委員長 ( 姉帯春治君 )

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の会議結果について報告します。

6月1日午後1時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、議事日程等について協議しました。その結果、会期は本日6月10日から6月15日までの6日間とし、会期内の日程は議長がお手元にお示ししている日程のとおりです。

議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

## 議長 ( 中崎和久君 )

これで議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日10日から6月15日までの6日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの6日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました会期日程案のとおりです。ご承知願います。

次に日程第3、報告第1号、平成20年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第5、報告第3号、平成20年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についてまでの3件について一括で説明を求めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号から報告第3号までの3件について、一括で説明を求めることに決定しました。

順次説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長 (村上久男君)

(別添報告説明)

議長 (中崎和久君)

病院事務局長。

病院事務局長 (鳩岡修君)

(別添報告説明)

議長 (中崎和久君)

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。

日程第3、報告第1号、平成20年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

1番、柴田勇雄君。

1番 (柴田勇雄君)

一部すでに工事発注済のものもあるというふうな、先ほどの提案説明がございました。こういったような事業については、早急な工事発注が必要かと思われませんが、それぞれの事業所別ごとに、その発注予定がどのようになっているのか、お伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

発注予定につきましては、それぞれ目的別に担当課におきまして現在進めているところでございますので、2款につきましては、先ほどご説明したとおり、すでに契約案件にこぎ着けているものもございますし、定額給付金等につきましては、ほとんど給付が終わっているというふうな内容でございます。

順次民生費、衛生費、農林水産業費、教育費というふうに、担当課長より説明の方お願いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野頭諭君）

健康福祉課の所管する部分については、地域活動支援センター等、保育所の改修整備がございますけども、現在軽微な床の改修、あるいは外壁等という部分がございますので、できるだけ町内の町産材等を使いながら、地元の建設業者等に発注したいという方向で現在取り進めております。なお、金額が多額になる場合は、場合によっては設計業務等も必要になりますので、その辺を今精査中でございます。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育費につきましては、小学校の耐震補強整備事業につきましては発注済であります。社会体育館の改修整備事業につきましては、現在設計積算精査中でございますので、8月ころを目途に発注したいというふうに考えております。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

高齢者医療制度の円滑化事業につきましては、今現在進めておりまして、6月末をもって事業を完了したいと思っております。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

路網整備地域連携モデル事業につきましては、現在受益者等があります林家との調整を実施してございますので、7月中には発注したいと考えてございます。

それから、高性能機械整備支援事業でございますが、これは受益者が森林組合でございますが、これにつきましても7月中には発注したいと思っております。

また、炭の科学館改修整備事業については、すでに発注済となっております。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

市部内地区の排水路修繕事業でございますけれども、5月に入札が終わりまして、すでに事業者の方に発注済でございます、地元の説明会も終わりまして、工事に着手しているものでございます。以上です。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

第1号と第3号にかかわります病院費の部分でございますが、総合医療情報システム整備事業につきましては、現在機種を選定デモ等が終わりまして、機種選定の作業に入っておりますので、今月末から来月上旬について、最終的な発注の形に移行したいというふうに考えてございます。

医師住宅につきましても、設計等について今調整してございまして、今月末から来月頭に発注できる日程で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第1号、平成20年度葛巻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

次に日程第4、報告第2号、平成20年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑があれば、これを許します。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第2号、平成20年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

次に日程第5、報告第3号、平成20年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支

出予算の繰越額の使用計画の報告について、質疑があれば、これを許します。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

報告第3号、平成20年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算中支出予算の繰越額の使用計画の報告についてを終わります。

次に日程第6、議案第1号、平成21年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)から、日程第10、議案第5号、葛巻町地域イントラネット基盤施設整備事業(第二期)の請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの5議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第5号までの5議案を一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長(村上久男君)

(別添議案書説明)

議長(中崎和久君)

町長。

町長(鈴木重男君)

(別添議案書説明)

議長(中崎和久君)

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第1号から議案第5号までの5議案については、輝くふるさと常任委員会に付託のうえ審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第5号までの5議案の審査については、輝くふるさと常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました議案第1号から議案第5号までについて、今会期中に審査を終え、6月15日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第5号までについては、最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。



なお、議案第1号から議案第5号までの審議は、11日午前10時から行いますので、ご承知願います。

ここで10時50分まで休憩します。

( 休憩時刻 10時39分 )

( 再開時刻 10時50分 )

## 議長 ( 中崎和久君 )

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11、一般質問を行います。

今回の定例会には4名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質疑、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質疑、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快に願います。

最初に2番、鈴木満君。

## 2番 ( 鈴木満君 )

私は集落支援員制度について、当局の考えをお伺いいたします。

総務省では、昨年度から人口減少や高齢化が深刻な集落を巡回し、地域活性化策などを助言する集落支援員制度を自治体に導入するため、支援員を雇用する市町村に特別交付税を配分することを決めたとの報道がありました。

今年3月末時点で11府県と66市町村が制度を活用し、このうち5県と57市町村が元公務員や農業委員の経験者ら約2,200名を支援員に委嘱しているということであり、ます。

主な活動例としまして、耕作放棄地の解消。限界集落などを定期的に巡回し、地域住民と協力して人口や生活状況などを把握するための集落点検の実施。結果に基づく住民と支援員が協議して地域活性化策に取り組む。地域の空き家を利用して休憩所として、さまざまな交流、イベントの開催などがあります。

本町の現状では、少子高齢化が著しく進行し、特に高齢化が進行している地区では、いろいろな課題が生じてきているところであります。国が集落支援員の人件費をみるこの制度は、ぜひとも導入し、地域の活力を見いだす必要があると考えます。地域の活力は、さまざまなノウハウを持った人材が必要であると思いますが、これまで冬部地区では、岩手大学の支援によって地域の活性化事業に取り組んだことがありました。そこで、この集落支援員制度について、町はこの制度について認識していたのかどうかお伺いいたします。また、この制度導入予定についてお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

それでは、ただいまの鈴木満議員の質問であります、集落支援員制度の導入についてお答えをいたします。

当該支援員制度は、総務省が時代に対応した新たな過疎対策を検討するために、平成19年の9月に設置した過疎問題懇談会からの提言書、過疎地域等における集落対策に関する提言を踏まえ、平成20年8月1日付の総務省通知、過疎地域等における集落対策の推進について、によって制度化されたものであります。この総務省通知については、県から過疎問題懇談会の提言書とあわせて送付されてきておりまして、内容については町でも認識をいたしておるところでございます。

現在、過疎地域の多くの集落では、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下や、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など、重大な問題が生じており、今後さらに高齢化が進展することで、これらの問題が一層深刻化するおそれがあるとされております。

こうした状況にある中で、時代に対応した集落のあり方に近づくためには、まず、集落の住民が集落の問題を自らの問題として捉え、行政がこれに十分な目配りをしたうえで、施策を実施していくことが重要であるということから、この過疎地域等の集落対策が制度化されてきたものであります。

この対策では、集落を維持、活性化させていくために、市町村が集落支援員を設置し、集落支援員と住民等で集落点検を行い、その結果を活用しながら集落支援員がアドバイザーとなって集落の現状、課題、集落のあるべき姿等を話し合うことで、身近な生活交通の維持確保や高齢者の見守りサービスの実施、伝統文化の継承、特産品を生かした地域興し、地域資源を生かしたコミュニティビジネスの振興、複数集落の連携体制づくりなど、その地域の実情に応じた集落の維持、活性化対策を推進するというもので、国では、この集落支援員の設置や集落点検等に係る経費を特別交付税で措置し、市町村の取り組みに支援する内容となっているものであります。

昨年8月にスタートした、この集落支援員の設置状況は、総務省が平成21年3月末日時点で取りまとめた資料によりますと、11都道府県と66市町村が制度活用し、専任の集落支援員、先ほど鈴木満議員でございますとおり、集落支援員が199人、自治会長などと兼務の集落支援人が約2,000人となっております。

岩手県では、田野畑村3人、川井村では1人の計2村が活用している状況となっております。設置が少ない背景には、集落が求める的確な人材確保の難しさが指摘をされているところでもあります。

本町では、ご案内のとおり協働のまちづくりを推進しており、その取り組みの一環として、各自治会に地域担当職員を配置し、行政情報の提供や、地域課題の把握に努めていることや、平成20年度に新たに創設をいたしました協働のまちづくり補助金の中に、集落点検に取り組める事業、メニューも盛り込んできていることなどもあり、これまで

集落支援員制度は導入していない状況でございます。本町でも、少子高齢化が急速に進む中で、今後地域の果たす役割はますます重要となってまいりますことから、葛巻町協働のまちづくり推進協議会で検討を行うとともに、各自治会に情報提供を行い、各自治会の意向等を踏まえながら、当該制度の導入について今後検討していく考えであります。よろしくご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

検討していただくというご答弁でございましたけども、私はこれを、やはり我が町でも導入をしていただいて、担当職員とタイアップしながら、この地域の活性をしていただければというように考えておりますけども、この地域担当職員についてですけども、職員は地域とのパイプ役としての役割を果たすということでございますが、これまでの活動の内容を伺っておりますと、各自治会の総会に出席し、町の課題のお知らせをするくらいで、地域の課題の掘り下げまではできていないのではないかなと思っておりますが、その辺はどう思っていますでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

自治会における地域担当職員の配置ということで、まだ日が浅いわけでございますけれども、これまで各1名を配置いたしまして、各自治会等の総会、あるいはイベント等開催のときにはご案内をいただきながら、出席をいたしまして、いろいろな地域の活動等につきましてもご報告をいただいておりますし、また、協働のまちづくり事業、まちづくり補助金等を実施する際にも、町の方からもいろいろな情報を提供することができるというふうな形では、ある程度の成果は上げてきているものと思っております。

ただ、これまで、最初に導入いたしましたときは、課長等を中心に配置いたしまして、これが課長等はどうも動かしづらいというふうなことから、若い人たちに今お願いをいたしまして、地域担当職員になりまして、いろいろと活動をしていただいておりますが、やはり若い人たち1名ということもありまして、活動していく中には、やはり、いろいろな課題等が出てくるものと、そういうふうに思っております。やはり、この担当職員制度そのものもご意見をいただきながら、充実をさせていくということは大事であろうというふうに思っているところでございます。

したがって、この地域担当職員制度そのものにも自治会の皆さん方からのご意見を伺いながら、やはり改善するところは改善する。要望にこたえられるような体制を整備していくということは大事であろうというふうに思っておりますので、ご意見をいただきながら、今後また検討していきたいというふうに思います。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

担当職員のそれぞれの地域、部落での活動状況ということですが、これら、そういう課題を持ち帰ってですね、会議と申しますか、情報交換といいますか、そういう対策等を実際に話し合ったとか、そういうことはございますでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

地域担当職員が総会等に出席をいたしまして、その報告は報告書によりまして、随時担当課で報告をいただいているところでございます。ただ、地域担当職員全体の会議というふうなものにつきましては、これまで行ってきたものでは、例えば地域情報化の推進というふうなことで、いろいろな今地域イントラネットの整備などを行う際には、しっかり説明をしてくれよというふうな内容の打ち合わせ等は行ってきたところでございますが、課題等を捉えての会議というものについては、ちょっと不足していたのかもしれないというふうに思っております。この点につきましては、反省をしながら、この制度の充実に向けて努力をしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

見方を変えまして、国が制度をしております、この集落支援員の国からの1人当たりの報酬というのは金額的にはどれくらいなのか、ちょっと確認したいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

この報酬の額につきましては、先ほど町長のご答弁の中でも触れましたが、その専任の職員と、それから併任といいますか、兼任の職員の場合、これは報酬と年額でそれぞれ違ってきますので、金額も国の方からたしかに示されていたと思っておりますので、ちょっと調べまして答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

## 2 番（鈴木満君）

国が人件費まで支援する制度ですけども、我が町は高齢者世帯が多くなりまして、自治会の役員さん方も高齢化が進んでおります。やはり、この地域のリーダーが不足している現状では、大変地域の活性化というのが期待は薄いというように感じておりますけども、こういう制度を活用して、この地域のリーダーを育成するということも可能だと思いますが、このことについて考えをお伺いしたいと思います。

## 議長（中崎和久君）

総務企画課長。

## 総務企画課長（村上久男君）

この制度そのものにつきましては、先ほど町長からも答弁ありましたように、集落の状況の把握、それから点検、そして推進員も加えて住民の方々と一緒に協議をして、そして市町村も入って集落を対策を推進していくというふうなことだろうというふうに思っております。そういう意味では、どちらかといいますと、推進員の役割はアドバイザー的な役割を果たすものというふうに思っております。

これまでの実践例を見ましても、田野畑地区の例を見ましても、郷土芸能の伝承とか、食文化の技術を生かしたような推進員というふうな形というふうな受け取っております。本町でも、いろいろな形の推進員になってくださるような方は、そういうふうな技術といいますか、特技を持っている方々が適しているのではないかなと思っておりますが、今現在考えておりますことは、まず制度そのものを、しっかり私たちも認識しながら、自治会の方々にもやはり、しっかりと情報提供をしていこうというふうなことで、先日行われました協働のまちづくり推進協議会におきましても、この件につきまして話題提供をしながら、いろいろなご意見をいただいたところでございますが、今後この制度の普及、あるいは要望にこたえるためにはどうしていったらいいかというふうなことのために、今年の8月には、自治会長さん方の研修をする機会が8月に予定してございますが、その際に制度を説明して、ご意見もいただきたいなと思っておりますし、協働のまちづくり推進協議会では、どこか先進地視察にも行ってきたいなどという意見もいただいております。ここで大事なことは、やはり地域からの要望、要請、どういうことが必要なのか、その辺の認識を私たちもしっかりと受け止める必要があるというふうに思っておりますし、そして一番大事なことといいますか、課題になっていることにつきましては、先ほど町長からもお話ありましたが、引き受け手がなかなか少ないのだそうです。公募しても、なかなか推進員になってくれないという問題もあるようです。それらの課題も解決していかなければなりません、実態をしっかり把握して、制度を理解していただき、私たちもしっかり認識をしながら、良い事例等を視察研修等もしながら、この導入につきましては前向きに考えていきたいというふうに思っているところでございます。

集落支援員の特別交付税措置に係ります、特別交付税についての経費でございますが、

専任の集落推進員の場合1人当たり2,200,000円、自治会長などほかの業務との兼任の場合は、集落推進員1人当たり400,000円、年額報酬、年額の経費というふうに認めているところがございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

町長の答弁、そして課長の答弁で、支援員の人材確保が難しいとのご答弁でございましたが、私はやはり町公務員、役場職員のOBなどの活用をすることは、あまり難しいというように私は考えておりません。引き受けてくれる方が多いのではないかなというふうに、そういうふうに思っておりますし、また、定住促進ということを考えれば、逆に町外、県外からですね、そういうふうに募集して、国とは別に町が報酬を支払うということも可能ではないかなと思いますが、そのことはどういうふうに考えているかお聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

現在、これから進めていくうえで、集落支援員の確保につきましては、先ほど課題もあって難しい部分もあるというふうに申し上げました。やはり前提となりますのは、先ほどもご説明いたしましたが、どういう人材を求めているのか。やはり、この辺をもう少し、研修会等を通じて把握に努めたいなというふうに思っておりますし、公募なんかした場合は、なかなか人材が集まりにくいというふうなことでございまして、それぞれ地域におきましては、求める支援員というのは、例えば芸術的なものであったり、食文化のようなものであったり、いろいろ、さまざまなものがあると、あるいは地域の集落の活性化といいますか、そういうようなものを求めているところもあると思いますし、やはりその辺、あるいは集落によっては、うちのところはしっかりやっているから必要ないというところもあろうかと思えます。ただ、役場職員のOBの人たちには、やはり必要であれば、必要な人材であれば、しっかり応援をしていくということは、していかなければならないなというふうに思っているところがございます。

議長（中崎和久君）

質問の趣旨に沿ってお答えをいただきたいと思えます。

外部から、町外から受け入れて、報酬を支払うことも考えられるかという質問があるわけです。

総務企画課長。

## 総務企画課長（村上久男君）

この人材確保につきましては、支援員の確保につきましては、町内、町外問わず支援員を設置することができるというふうに思っておりますし、支援員に対する経費につきましては、町を通じて、町が交付税で受けるというふうなことでございますので、国から交付税を受けますので、町がどういう形になりますか、この経費につきましては支出をするというふうなことで、予算的な措置をとって支援をするという形になるものでございます。

## 議長（中崎和久君）

鈴木満君。

## 2番（鈴木満君）

県の方の対応としてということで、これはマスコミでお見受けしましたが、草の根コミュニティ再生支援事業というものがあって、この中でこの集落支援員や市町村の地区担当職員らに対する研修などを行って、人材育成を支援するということがございますけれども、具体的にこのことで県の方から行政指導ではなく、こういう指導的なことがあったのかどうか。そして、県から具体的にこういう展開をなさいますか、そういうのがございましたら伺いたいと思います。

## 議長（中崎和久君）

総務企画課長。

## 総務企画課長（村上久男君）

現在県で行っております集落支援員につきましては、やはり、どちらかといいますとアドバイザー、地域に対するアドバイザーを派遣するというふうな支援、それから優良な事例等がある場合、優良事例の発表会などを開催しながら、それについての研修会を行う。そういうふうな、どちらかといいますと優良事例の紹介、あるいはアドバイザーの紹介というふうなことで、ソフト的な部分について行っているということでございまして、これにつきましては、去年の8月からこの制度がスタートしたものでございますので、今後こういう内容につきましては、行事等につきましては、紹介等につきましては、極力自治会の方々にも紹介し、私たちも出席しながら、研修をしていきたいというふうに思っているところでございます。

## 議長（中崎和久君）

次に5番、山岸はる美さん。

## 5番（山岸はる美さん）

それでは、私の方から2点について当局の考えをお伺いします。

まず1件目であります、葛巻病院では小児科、婦人科の常勤医がいないことから、

平成14年からお産ができない状況が続いております。しかしながら、病院経営が厳しい中でも、患者のニーズにこたえようと、また、岩手医大でも産科医が少ない中、葛巻病院に週1度応援医師を派遣していただきながら、外来の診療に当たっていただいているわけではありますが、このことは、あまり知られていないのではないかと。周知を図る必要があるのではないかと。

また、安全な妊娠、出産に欠かせない妊婦検診が、検診回数も5回から14回までとなり、4月から無料となりました。少子化に歯止めをと叫ばれながらも、我が町の出生数は昨年26名と減少の一途をたどっております。町外での検診、出産は通院時間、待ち時間等、妊婦の方々にとって取り巻く環境は決して良いとは思えません。そこで、妊娠初期から出産までの負担軽減の一助になれば、葛巻病院の婦人科外来での検診をできないものか。また、そのためには、妊婦の方々希望する出産予定施設と葛巻病院との連携が特に重要になりますし、周産期医療情報ネットワークシステムの活用が妊婦の方々の安全、安心なお産につながるのではないかとお聞きします。

2件目ではありますが、国道から五日市小学校の通用門までには、大型車の往来があり、児童の安全を考えたとき、歩道の整備が必要と思われれます。

以上、2点についてお伺いします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員のご質問にお答えをいたします。

まず1件目の、町立病院での妊婦検診の実施についての質問にお答えいたします。

まず、産婦人科外来の周知についてでございますが、はじめに現在の診療体制について説明をさせていただきます。葛巻病院の産婦人科においては、岩手医科大学医局からの診療応援によりまして、毎週水曜日午後と隔週の木曜日午前に、外来診療のみ行っております。お産につきましては、平成13年9月以降行っておりません。

ここに至った経緯について振り返ってみますと、平成10年7月に常勤の小児科医が退職、平成13年3月には県から派遣されていた産婦人科医が転出し、小児科、産婦人科とも常勤医が不在となりました。以降、岩手医科大学等からの応援により、外来診療を維持しておりますが、当時岩手医科大学医局では新生児の急変等の安全確保のため、分娩時に小児科医が在院することを条件としておりました。

産婦人科の応援医師が毎回変わることで妊産婦が安心して診療や相談ができない、あるいはお産のとき担当医が不明であること、産後の休日、夜間の新生児管理等の条件を満たす医師確保は当時も困難でありましたことから、平成13年9月以降お産は行っていない状況にあります。お産の受け入れを休止した時点から、妊婦検診も含めて、出産する医療機関で行っているのが実態であります。

当時の町民の出生状況は、平成11年54人、平成12年55人、平成13年36人で、そのうち葛巻病院が平成11年15人、27.8パーセント、平成12年17人、30.9パーセン



ト、平成13年は6人でありまして、16.7パーセントとなっており、葛巻病院での出産は3割程度でありました。出産場所は、隣の岩手町が多く、平成11年27人、50パーセント、12年25人、45.6パーセント、13年19人、52.8パーセントとなっております。このような利用状況にあった主な要因は、自家用車の普及や妊婦および家族の出産に対する意識の変化等に基づくものと考えられております。最近の状況を見ますと、この間に出生数は大幅に減少しておりますが、平成19年は35人の出生のうち、岩手町が19人、54.3パーセント、20年が26人中12人、46パーセントとなっております。

葛巻病院における産婦人科の外来診療の状況でございますが、患者数は平成18年277人、平成19年314人、平成20年283人であり、診療日の平均患者数は4人程度となっております。主な受診理由でございますが、町の検診結果を受けての検査や、定期的検査等慢性的疾患による方が中心と見受けられます。

次に出産予定施設との連携についてでございますが、妊婦は安全で安心な出産に向けて、妊娠後定期的に検診を受けることが求められております。今年度から、この妊婦検診への助成が5回から14回に拡充され、平均的な検診回数を無料で受診できる制度となったことはご案内のとおりでございます。

この検診は、医師と妊婦の相互理解のうえに安全、安心が確保できるものと考えられ、このことは医師としての責任に対する考え方も大きく影響するものと思われまます。ある時期以前の検診の義務付けを求める、いわゆる駆け込みお産の防止等を、その助産の受け入れ条件としている医療機関等の報道も耳にするところであります。

しかし、昨今の医師不足、とりわけ産婦人科医の不足から院内助産、釜石病院で行っているわけでありまして、遠隔妊婦検診、遠野市などで行っております。助産師が、その業務の一部を代行し、妊婦の負担軽減を図る取り組みも行われております。

県産婦人科医会のインターネットホームページでは、お産のできる施設として、久慈地区2、二戸3、岩手町1、滝沢1、盛岡14、花巻2、北上3、奥州5、一関5、宮古3、釜石1、大船渡1施設となっており、多くの方が遠隔地での出産を余儀なくされているものと推測されます。

このような状況の中、出産の安心、安全を支援するため、県では岩手県周産期医療情報ネットワーク、イーはーとーぶを立ち上げたところであります。

このシステムは、市町村や医療機関が検診データなどを登録し、妊婦の同意のもとに情報提供しようとするもので、遠隔妊婦検診も想定されていると聞いております。今後、これらについても取り組みが進むものと思われまますが、出産は妊婦と医師の相互理解と信頼のうえに行われることが大切なことと考えております。

町外での出産を余儀なくされる状況にあり、妊婦検診だけでも町内でという希望は当然にあらうかと存じます。産婦人科医が極めて少ない状況の中、葛巻病院は岩手医科大学のご理解とご支援により、なんとか毎週外来診療を維持してきております。今後、県が本格的に取り組む岩手周産期医療情報ネットワークへの医師、医療機関等への参加支援状況や妊婦の意識や希望等、その動向をよく見極めながら、体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

2件目の通学路の安全についてお答えをいたします。

小、中学校児童、生徒の通学路の安全確保につきましては、日頃から学校を通じて生徒や保護者に対しまして、集団登下校の実施、横断歩道の正しい渡り方、道路横断時の左右確認などの指導徹底と、時には教職員による登下校監視も実施するなど、特に留意しているところでございます。

ご質問にありますように、国道340号から町道五日市袖山線に入り、五日市小学校を通過して、五日市保育園までの約200メートルの町道区間は、登下校時に大型ダンプの往来があり、送迎車両も含め園児、児童など、歩行者に対する危険が危惧される状況にあるものと認識をいたしております。五日市小学校には町道五日市袖山線を通らないで、旧正門から登下校が可能であることもあり、これまで整備の検討がなされてこなかったものと思われませんが、現在の利用状況等を勘案すれば、今後は歩道の整備が必要と考えているところであります。整備に当たっては、用地の取得等も必要となりますので、実態を調査しながら整備に向けて検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

現在婦人科外来の患者は、検診後の方々や、更年期障害の方で1日平均4名程度ということですが、もし同じような病気で、婦人科外来が週に1度であれ、診察があることを知らないで、遠方の病院に通院している方々には情報提供が、広報紙などを通じて必要ではないかと思えます。議会報告会で吉ヶ沢地区に入りましたが、町が良いものやっていますが、その情報を知らないという声がありました。ものがあるのだけれども、末端の方までは行き渡っていないという声があります。ぜひ、こういうことは大変重要なことですので、ぜひ町民の方々に周知を図っていただきたいと思えます。

また、ただいま答弁いただきましたが、私も何か月に1度ではありますが、婦人科外来を訪れますが、患者同士が何人か待つ状態ではなく、例えば妊婦検診の方が外来に訪れても、また、遠隔妊婦検診が実現しても業務に支障をきたすとは考えられないと思えます。例えば、昨年度ベースで26名の妊婦さんが初期検診から出産予定施設を希望すれば、そちらに通院することでありまして、選択は自由であります。しかし、何人かの方が葛巻病院で妊婦検診を受けて、出産は別な施設という方もいるのであれば、その受け皿が必要と思えますが、また、そのことは妊婦検診の負担軽減にもなりますし、サービスにもなりますし、病院経営にもプラスになるのではないかとと思えますが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

お答えいたします。

まず、診療内容の広報と申しますか、の分でございますが、ご案内のとおり病院の分につきましては、医療法で広告については規制がございます、かなり制限的に行わなければならないというような状況でございます、それにのっとった形で、広報というような部分については、ある程度、そこから外れているというふうに思われますので、診療の情報の部分について、その内容をお知らせするという部分については、可能な部分かと考えますので、広報紙なり、あるいはインターネット等についてのPRについても認められておりますので、それらの分についてお知らせするというような形では検討してまいりたいというふうに考えます。

それから、妊婦検診の部分につきましては、今年度から妊婦検診の助成について充実した形になってございまして、5回から14回というような形に、平均的な検診回数がほとんど無料に近い形で受けられるというような形に充実してまいりましたので、そういうような中で、たしかに議員おっしゃるとおり、施設と申しますか、医師がいる体制がある中で、妊婦検診ができるということは望ましいというふうに考えてございます。

そのような中で、先ほど経緯についてはお話申し上げたのですが、非常に妊婦ご本人、あるいはご家族の方々の意識の部分から、葛巻病院を利用される方についての数値が、あのような形をたどってきたということも実態としてございます。

そのような中で、安心、安全にお産ができるというような部分が、どのような形がいいのかというような部分も、基本的な部分として重要と考えなければならないというふうに考えてございます。

あとは県のネットワーク等が、ちょうど今年度から立ち上がった部分でございますので、さらに充実していくというふうに考えてございますが、当院に診療応援いただいております岩手医大の先生方、あるいはその直接にお産に対応される医療機関の皆様との意見の交換が必要になってくるというふうに考えてございますので、それらの動向も見極めながら、その対応を検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

妊婦検診実現に向けては、葛巻病院の婦人科と健康福祉課の連携がうまくとれれば、難しいこととは思えないと思うのです。健康福祉課は妊娠と分かった時点から妊婦さんと密接に関わりをもちます。母子手帳の交付、また、健康相談、妊産婦の方々には助産師、保健師による指導等がありますし、お産すれば新生児訪問と産後うつ予防、いわゆるマタニティブルーにならないための訪問とか、充実したスタッフで産前、産後の充実したケアがなされているわけですが、県が進める周産期医療情報ネットワークシステムが、今年度中に県下全域に降ろすということですが、健康福祉課としては、この対応にこたえることができるのか。

また、町の方では光ファイバー網を張り巡らし、情報通信技術の最先端を取り組む準

備をしているわけでありますが、病院側の方では、イーは一と一ぶですね、情報ネットワークシステムを今年度中に県内全域に拡大させる方針でありますが、それに対応できる体制はできているのかお伺いします。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

イーは一と一ぶネットワークの分については、健康福祉課の方からお答え申し上げますが、それに係わった葛巻病院としての対応についてということでございますので、基本的には先生方の対応という部分が前提になってまいります。このシステムの部分の基本的な部分については、ITの量という部分で、電子カルテをデータとして送信するというような形に、大雑把にはなるというふうに理解してございます。そういう部分では、今年度電子カルテの整備を進めておりますので、技術的な受け皿とすれば、そういう体制は整っていくのかなというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野頭諭君）

岩手県が進める周産期医療情報ネットワークのシステムの推進に関わって、町としてどういうふうに関わるかというようなご質問でございますけども、先ほど町長が答弁をいたしましたように、イーは一と一ぶ岩手県周産期医療情報ネットワークというものを、21年度から立ち上げるということで、県が進めているものでございます。それで5月の22日に担当者会議がございまして、その中で医大を中心とした、医大が総合周産期の母子医療センター、高度医療を担当すると、それから県立病院等の中核的な病院については、周産期母子医療センターという形の位置付け、さらに、その下に一般の病院、あるいは診療所等がかかると、さらに市町村は、市町村の立場でこのネットワークに参画するというふうな構想と申しますか、計画が示されております。

それで、市町村といたしましては、先ほど山岸議員がお話したように、妊婦届の情報、あるいは、あくまでも、いわゆる妊婦さんの個人の選択の中で、このシステムに参画するかというのを意思確認をしながら、参画するというふうなことになります。したがって、市町村でも、いわゆる妊婦届等の情報を、既存の町の、いわゆる今進めている情報ネットの中で、メールでの参画ができるというふうになってございます。したがって、町といたしましても、この情報ネットワークに参画をしてみたいというふうに考えているものでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

## 5 番（山岸はる美さん）

病院事務局長にお伺いしますが、先ほどの質問の、例えば妊婦検診があれば、妊婦さんのサービスにもなるし、負担軽減にもなるし、厳しい中医師を派遣していただいているわけですが、病院経営に対してもプラスになるのではないかということに、まず、その点について答弁いただきます。

また、これまでに町内の妊婦さんたちが利用している出産施設は、連携が取りやすい状況と思われま。周産期医療センター指定の県立二戸病院、また隣接町の医院の産科医の方々は葛巻病院の産科の常勤医として尽力いただいた医師の方々であり、現在婦人科の応援医師は岩手医大からであります。周産期医療もぎりぎりの状態であることから、地域医療ができる限りの分野は地域で、しかし、ハイリスクの場合は迅速に対応する。これが県の周産期医療情報ネットワークシステムでありますし、今答弁いただければ、病院側も健康福祉課の対応も、県の方から今年度中に拡大されても、それを受ける体制づくりは、きちっとなっていることと思えますし、この妊婦検診はやはり、たしかにお医者さん同士の連携も必要であることから、このことは、やはり緊急に会議をもって、連携を取るべきと思いますが、その点についてもお伺いします。

## 議長（中崎和久君）

病院事務局長。

## 病院事務局長（鳩岡修君）

今のご質問ですが、妊婦検診を実施した場合に、経営への影響はという部分でございしますが、そのとおりだと思います。収入としての確保は、その分についての収入の確保は当然に発生すると思われま。

基本的な部分でお話しますけども、先ほどから申し上げておりますのですが、岩手医科大学からの応援によります外来診療は、継続できているというような状態にあります。ただ、担当医が日替わりというような部分で非常に、その安定的に継続した診療体制を維持しているというふうには、なかなか言えない状態にあるというような部分のご理解いただきたいと思えます。

また、最終的な出産を、ほかにゆだねなければならないというような状況がございませ。そういう中で、安全で安心なというようなお産の体制とした場合に、それを町民から多くの利用いただける体制が、どのような形をとった場合に組めるのかという部分が、基本的に検討されなければならないというふうにご考えてございませ。

妊婦検診期間、お産までの40何週でしょうか、その期間においても、非常にさまざま変化する部分もございませるので、それらの責任の負担とか、そういう部分についても、先生方との協議を進めていかなければならない部分が残っておるというふうに思えます。そういう部分では速やかに、そういう部分の検討に入るべきという部分については、そのとおりだと思いますので、検討をさせていただきたいというふうにご考えませ。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

答弁いただきましたが、及び腰になってはいけないと思います。周産期医療もぎりぎりの状態でありますから、地元でできる限りのことは、先ほど申しましたように、地元でも、やはりしていかなければならないのではないかと。妊婦検診は、初期であれば1か月検診が、8か月くらいまでが1か月検診になります。ですから、毎週水曜日、また、隔週で木曜日も泊まりで見てくださっているわけでありますから、そういう情報を、こちらの方から積極的に、こういう方法があるということを経験の方々に、母子手帳の交付のときでも、こういう方法が、葛巻でも妊婦検診ができるとPRするくらいのそれがないと、危険があってはと、葛巻には助産師の方もいますし、保健師の方々も、その対応に当たってくださっているのですから、そこで重要なことは病院側と健康福祉課の対応が大変重要になってくると思います。

最後に妊婦検診の公費助成は、全国の中に70,000円の格差があると報道されておりますが、当町の公費助成はいくらくらいを想定されているのか、最後にお聞きします。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野頭諭君）

町での公費助成の金額でございますけれども、74,860円となっております。国が示した14回分の助成の金額でございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

ありがとうございます。

最後2件目の質問についてであります。町内の中には、例えば歩道の中に、守山のカーブのあたりですか、町内の歩道の中に電柱が立っていたり、その場所を自転車で通り抜ける児童、生徒もいますが、各学校、地域から、危険な箇所への指摘等に対する対応は十分なのかお伺いします。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育次長からお答えいたします。

現在五日市の関係の質問がありました。加えて、具体的には守山周辺のというふうなこともあります。そういった部分の通行、これは施設整備等につきましては、国県道につきましては、国、県に要望しなければならない部分ですので、そういった現状の中で安全を確保していただくような指導をしっかりとやっていただきたい。もちろん、新入学生等については、先生が帯同して登下校をしたり、最近では地域の見回り隊といいますが、ボランティアによる、大変有り難い活動も目にします。そういったものと併せまして、日頃から学校における教育をしっかりとやっていただきたい、指導をしっかりとやっていただきたいという対応を行っております。

現在、教育委員会に直接この部分をどうしてほしいというふうな状況はありませんが、指摘はありませんが、逐一私どもも、そういった状況把握しながら対応していきたいというふうに考えております。

議長（中崎和久君）

ここで昼食のため、1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 | 1時45分）

（再開時刻 | 3時30分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

私から、次の2項目について質問いたします。

まず最初に、産直ほすなある、食堂に係る使用許可手続き等についてを伺います。

道の駅は、休憩のためのパーキングであるとともに、その地域の文化や歴史、特産物、食事の提供の場等として魅力を紹介する情報発信の中核的役割を果たしております。全国各地に誕生し、その地域ならではの豊かな個性あふれる道の駅は、現在全国に900か所、岩手県に30か所整備され、ドライブがより安全快適で魅力的になるだけでなく、人々のにぎわいの場として、地域と道路を利用する方々の結びつきを、ますます深めております。

このような状況の中、当町の玄関口となる土谷川地区に平成11年4月に、くずまき高原道の駅に付随した町施設の産直ほすなあるがオープンし、すでに10年を経過しました。開設以来これまで、ほすなあるの食堂については、地元土谷川地区のお母さん方で組織する向日葵会が、食堂の運営を担い、郷土色豊かで地場産物をふんだんに活用したメニューを提供、高い評価を得るなど経営努力を重ね、運営や財務状況も安定し、また、地域づくりや地区の活性化にも大きく貢献してきた実績をもっております。

しかしながら、なぜか今年2月ころから、町の担当者が何度も地区に足を運び、施設を貸さない、貸せない、また、貸さないことが課長会議で決まったなどと、食堂を辞め

させることを全面にちらつかせた事前行政指導があったとされ、会員の中からはもう働く場がなくなる、いじめそのもの、どうすればいいのとの不安や不満の声が次々とあがっております。

向日葵会は申すまでもなく、食堂を運営するため、地区のお母さんたちが立ち上げた素人の任意団体で、行政事情等に精通している会員もいなく、使用する側の弱い立場にあるのが実態であります。一方、このような任意団体に対して、町の行政指導のあるべき姿は、経営や組織の育成強化に向けた充実策、雇用機会が少ない地域のお母さん方が安心して働ける雇用の場の確保や、安定した収入でいくらかでも町民所得に結びつくような施策等、町民生活に潤いを与え、安心して暮らせるよう、思いやりや温かい手をさしのべてやるのが本来の行政の役割ではないでしょうか。一方的に、ただ辞めろと言わんばかりの指導では何の解決、改善策にもつながりません。

私がこの件について、独自調査活動と、現地に出向き聞き取り調査等を行いました。今回このような不許可にしようとした事前行政指導には、納得しがたいものがあり、憤りさえ感じましたが、その経緯と理由についてお答えください。

次に、これまで使用許可条件を付されたことがないものを、今回許可条件として、たくさんの方の提出書類を求めたとされておりますが、その具体的内容と法的根拠についてお答えください。

次に、使用許可が1か月に短縮されている理由と今後の使用許可手続きはどのように考えておられるのか伺います。

食堂経営は、単に食事を提供すれば足りるというのではなく、長期的な安全、安心な食材や旬の地産地消メニューの提供、従業員の雇用、労働条件や衛生、接客、そして常連客の確保など多岐にわたることから、臨時的な1か月の短期許可は実態にそぐわないやり方と思われませんが、いかがでしょうか。少なくとも1年、または3年くらいの長期使用許可が必要と思われまます。また、今回は使用許可手続きに当たって、たくさんの方の書類提出を求めておりますが、他の公の施設の場合との整合性や均衡性はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

次に限界集落への対応策について伺います。

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法、いわゆる過疎法が10年の時限立法として制定以来、これまで3回更新され、過疎対策は継続的に実施されてきました。来年3月で期限切れとなる過疎法にかわる新法を、秋の臨時国会に議員立法として提出すべく検討に入ったと報じられております。

特に過疎法では、過疎対策事業債、いわゆる過疎債の優遇策が認められ、当町でも大きな恩恵を受け、事業整備の促進を図ってきた経緯にあります。この過疎法も40年も経ちますと事業内容にも変化が表れ、従来のハード整備中心から新たな住民サービスを提供するソフト事業に趣を変えるようであります。

新しいソフト事業では、過疎集落の持続可能な地域づくりの施策、取り組みについては、住民の意向を踏まえ、基礎自治体が講ずべきものとして捉えているようです。国では過疎集落という呼称を用いているようですが、一方で最近限界集落、準限界集落、消滅集落などという用語をマスコミで多用する傾向にあります。



限界集落等の名称は、活性化を願う中山間地から、単に数値化や統計だけで決めつけるなど不評をかい、新しいネーミングを模索する自治体が出始めております。一般に限界集落、準限界集落といわれる用語の定義と現時点で当町の該当集落の実態はどのようなになっているのか、最初に伺います。

次に、特に限界集落等は、急激な少子高齢化の進行が予測されますが、10年後に推測される集落数と人口を、どのように予測されているのでしょうか。お尋ねいたします。集落が維持されることが、その地域の農地や森林も維持されることになり、水源涵養や土砂災害の防止などに効果があるといわれておりますが、国、県の限界集落等に対しての支援策の概要と町の今後の対応策について伺います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問にお答えをいたします。

まず1件目の産直ハウスほすなある、食堂に係る使用許可手続き等についてお答えをいたします。

まず、不許可にしようとする事前行政指導の経緯と理由についての質問にお答えをいたします。産直ハウスほすなあるは、盛岡方面からの本町の玄関口に位置しており、農林水産物、地域特産物の販売促進および郷土色、観光情報等を提供することにより交流人口の拡大を図り、生産者の意欲の向上と地域産業の活性化を図ることを目的に、町が平成10年度に産直施設、生産物直売所および農村レストランを整備したものであります。食堂部門につきましては、地域での話し合いや先進地視察などを踏まえて地域活性化の観点から地元、土谷川地区の農家の女性6名による運営組織となる任意団体を結成していただき、平成11年6月から使用許可による食堂部門の営業を行ってきていただいたところであります。

道の駅の施設建設と並行して、開業前から土谷川自治会や地区の女性の方々と行政が一体となって運営準備を進めてきた経緯があります。出荷者組合結成時も同様でありましたが、食堂経営を担当する任意団体の結成に当たっても、組織の規約制定をはじめ開業に備えてのメニュー開発や、飲食店の営業許可申請、食材調達、接客サービス等全般にわたって、会員と一体となって町が支援、指導を行ってきた経緯があります。食堂販売収入、経常経費および運営体制、経理等についても当初から町が指導支援しつつ、当該任意団体と連携しながら良好な信頼関係のもとで食堂経営を行ってきたところであり、その後、徐々に自立性を高めるにしたいが、通常の支援の度合いは弱まりつつあったものと理解をいたしております。出荷者組合においても法人化がなされ、自立が進んでいるものと評価をいたしているところでもあります。

こうした経緯の中で、本年2月中旬に、当該任意団体の一部会員から会の運営等に関し、町担当者に相談があったことから、代表者に対し話し合いによる会員間の意思疎通を図った方がよいのではとの趣旨の助言をしたところ、3月中旬に話し合いがもたれた

ようであります。代表者からの依頼により町担当者も出席したようであります。不明な点を精査し、会員の夫も参加し、再度3月下旬に話し合いがもたれたと聞いております。しかし、会の継続について結論が得られなかったことから、その後数回にわたって、話し合いがもたれたようではありますが、明確な結論が出なかったものと聞いております。そういう中で、新年度を迎えるに当たり、ずるずると結論が先送りされるのは、健全な食堂経営や利用客の立場からも適当でないのではないかとの考えから期限を設定して、経営改善や会の存続について結論を出していただくよう求めた経緯はありますが、開業時以来行ってきた指導支援の一環としてお願いしたものであり、不許可にしようとする事前行政指導を行ったというものではありません。健全な食堂経営ができる組織の基盤づくりを支援する立場からの指導支援と考えております。

次に、使用許可条件の具体的内容と法的根拠についてのご質問にお答えをいたします。

町が設置した公の施設の使用許可に関し、条件を付す場合の根拠は、それぞれの公の施設の設置条例に規定されているところであり、産直ハウスほすなある条例では第3条第3項に規定があり、町長は、産直ハウスの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可の条件に付することができる。となっております。今回は、将来の使用許可を決定するに際しての前提条件として、経営改善や会の存続について結論を出していただくよう許可に関する文書を差し上げたものであります。

次に、1か月の短期使用許可に変更された理由と、今後の使用許可手続きについてのご質問にお答えをいたします。

従前から、事務処理の効率性などの観点からもあり、長期に使用許可する施設については、1か月ごとに施設使用者から使用許可申請書の提出を受けて使用許可を行っており、使用料についても1か月分まとめて納入していただいております。

また、指定管理者制度を導入した公の施設については、管理者の名において使用許可をすることとなっているため、直接役場の使用許可をする施設は、総合センター、葛巻高原食品センター、産直ハウスほすなあるに限られております。

使用許可書については、当初から産直組合の事務の多くを担当課で支援の一部として行っていた関係上、担当課において保管していましたが、本年4月から産直部組合が法人に移行したことに伴い、各団体に使用許可書を送付しております。

次に、使用許可手続きをするに当たって、他の公の施設との整合性についてのご質問にお答えをいたします。

指定管理者制度を導入した施設の使用許可は、管理者の名において使用許可の手続きをすることとなっております。それ以外の長期的な継続使用に対する使用許可の例としては、総合センター食堂、葛巻高原食品センター、産直ハウスほすなあるの3施設があるものと考えております。以上の施設については、利用形態に違いはありますが、長期的な使用許可という面では、類似面もありますので、これらの整合性をとりながら進めてまいりたいと考えております。

2件目の限界集落への対応策のご質問にお答えをいたします。

まず、限界集落、準限界集落の定義と当町における実態についてであります。この概念は、現在長野大学の教授である大野晃氏が、高知大学教授であった1991年に最初

に提唱した概念とされ、集落の総人口に対し65歳以上の高齢者人口が占める比率が50パーセント以上の集落を限界集落と、また、同様に集落の総人口に対し55歳以上の人口が占める比率が50パーセント以上の集落を準限界集落と定義付けているものであります。

この限界集落という呼び方や、その定義については批判等もあるため、総務省や国土交通省、農林水産省の公式文書では、基礎的条件が厳しい集落などの表現が採用され、この用語は使われていないようであります。住民の気持ちを考えれば、呼び方を考えるべきとの声があり、自治体でも使用を控えたり、言い換えを行う動きがあるようであります。

当町の状況でございますが、岩手県が2007年に実施した集落の状況に関する書面調査では、ご質問の集落に相当する集落は2集落、これに準じる集落に相当する集落は14集落となっております。向こう10年の状況についてであります。集落ごとに人口を推計しているデータはございませんが、今後も少子高齢化が進行していく状況にありますので、県調査における14集落の半数以上は、基礎的条件が厳しい集落に移行する可能性があるものと考えられます。

次に、当該集落に対する国、県の支援策と、町の今後の対応策についてであります。こうした集落に限定した支援制度は、現在把握していないところであります。国による、このような集落が多い地域に対する支援策としては過疎、離島、半島地域への支援制度が主要な支援策であるとともに、コミュニティ対策の支援ということでは、先ほど鈴木議員にご答弁申し上げました集落支援員の設置支援や、地域活性化等の取り組みに関するノウハウを有する専門家の派遣等ができる、地域人材力活性化事業が主な支援策となっておりますが、本町では活用していない状況であります。

また、岩手県においては、地域コミュニティ対策として、草の根コミュニティ再生事業を創設し、地域人材力活性化セミナーやファシリテーター養成講座などのコミュニティの担い手育成事業や、元気なコミュニティを選定し、その活動内容を情報提供するなどの事例紹介事業、アドバイザー派遣等の事業を行っているところであります。このほか、現在町では、まちなか活性化事業等で活用している市町村総合補助金事業も、内容によっては活用できる補助事業となっております。

町の対策としては、先ほど鈴木議員にご答弁申し上げましたとおり、集落の維持、活性化を図るために、地域担当職員を全自治会に配置し、行政情報を提供しながら地域が抱える課題等の把握に努めるとともに、課題解決に向けた自治会等の取り組みを支援するために、平成20年度に協働のまちづくり補助金を創設したところであります。

この補助金では、新たなものとして薄れつつある地域の絆の再構築を目的とした結いの再生事業をメニュー化するとともに、地域の構成員自らが労働力を提供し、実施する協働のまちづくり事業、地域・ひとの魅力を高めるために実施するコミュニティ活性化事業、公共施設等の修繕・改築、設備・備品購入などが実施できる特認・基盤整備事業が事業メニューとなっており、各自治会がそれぞれの実情に沿った主体的な取り組みができる補助内容としたところであります。

平成20年度は、結いの再生事業では地域の夏まつりなど8事業に対して520,000円、

協働のまちづくり事業では、バス停の修繕など3事業に対し920,000円、コミュニティ活性化事業では基地への連絡道新設、改良整備等の4事業に2,370,000円の合わせて3,810,000円の補助実績となっております。

平成21年度は、結いの再生事業に11事業、協働のまちづくり事業に1事業、コミュニティ活性化事業に2事業、特認・基盤整備事業に1事業の申請があり、総額4,660,000円の補助予定となっております。引き続き、自治会の主体的な取り組みを支援し、集落の維持、活性化を図っていく考えであります。よろしくご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

先ほど10年後の人口推計につきまして、ご質問がありましたのでお答えいたします。ちょうど10年後ということの推計の資料はありませんので、これは国立社会保障・人口問題研究所というところで作成したものでございますが、2015年には6,613人、2020年には5,920人というふうに推計をしているものでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

それでは、最初にほすなあるの関係について、再度質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの町長の答弁では、この不許可にするというような姿勢ではなかったというふうな、端的に申し上げますと、そのような答弁がございましたけれども、先ほども私から申し上げたとおり、貸すとか、貸さない、あそこは使用許可なわけではございますけれども、そのような言葉が出る自体、やはり、私はこれまでの信頼関係に水を差しているのではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。やはり、なんといっても、これまで何の波風もなくきて、一部の会員からそのような発言があつて、実態を調査しなくて、そのように動いたこと自体に、私は問題があるような感じがいたしますし、また、これに付け加えて、風評といたしましても、赤字が何百万円もあるというような形にもなっていて、これでは継続ができないというふうな発言があつたように伺っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

趣旨につきましては、ただいま町長の方かも答弁したような内容でございますが、道の駅といたしまして、これまでも向日葵会からは絶大なるご協力を賜ってきたところでございます。そういった中で数回の話し合いをもちながら、今回の問題解決に当たってきたわけでございますが、そういった中で多少の行き違いというものもあったのではないかと考えてございます。そういった部分については、こちらの趣旨が十分に伝わっていなかったのであれば、大変申し上げなく思っております。ある面での誤解を生じさせた部分というものもあったのではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、今後とも当初の目的とおりに、あの施設全体の活性化に努めてまいりたいと思っておりますので、今まで以上のご支援をしながら、道の駅としての機能十分果たすようにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今町長と担当課長が発言したような形であれば、私は何ら、これまでのような問題は生じなかったのではないのかなというふうに思われますけども、実態はそのような形ではなかったのでしょうか。例えば、会員の継続の問題にしても、確約書の提出を求めています。これは、相手は任意団体です。そういったような分については、会員の問題を町当局で行政資料として求めるのは、内部干渉そのものではありませんか。どうでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

あの施設は国の制度、事業を活用して設置した事業でございます。ある面では、その施設の利用状況等についても当然町当局としては把握しておく必要もあるわけでございます。また、その運営についても、そのとおりに思っております。

そういった中で、会に対しての一定以上の部分については入るべきものではないというふうに思っております。そういう中での、今回のいろいろなやりとりであったのかなと思っておりますが、先ほども言いましたように、施設一体としての今後良好な構築が保てればいいのかと思っております。以上です。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

はじめからそのような形でいけば、何ら問題ないんですよね。やはり、この会員の問

題は会員の方で、きちっとした、やはり体制づくりをやってもらって、そのような場合に確約書まで出させるなんていうのは、私はこの許可条件には触れられない事項ではないのかなと思うんですが、この辺についてはもう一度お答えをしていただきたいと思います。

それからまた、3年分の決算資料の提出を求めています。審査した結果どうでしょうか。その数字は赤字だったのでしょうか。黒字だったのでしょうか。その会が継続できるような数字だったのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

使用の許可をするに当たっては、向日葵会に対して使用許可を出しているわけですが、会そのもののメンバーに大きく変動があるようであれば、やはり好ましくないのかなというような観点から、今回状況を教えてくれということで、お願いしたものでございます。

なお、決算といいますが、収支等につきましては、3年間たしかに提出をお願いしたわけでございます。それに至っては、何回となくのやりとりの中で、どの数値が正確なのか、判断、あるいは理解に苦しむ部分があったもので、お願いしたところでございます。最終的に提出いただいた中では、平成18年はマイナス決算となっております。それから平成19年度のもマイナス決算となっております。平成20年度は黒字決算となっております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

次にお伺いいたします。

その1か月間の使用許可についても、先ほどの答弁の中で、従前も1か月でやってきましたよと、そして4月から、こういったような形で、すぐに許可書を発行しているというふうなことでございますけれども、実態はどうですか。1か月間で月々に、例えば、あそこで営業する部分について、実態的でしょうか。もう一度お答えください。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

あそこの食堂の形態を考えますと、たしかに1か月で許可するのがどうかという部分もあると思います。施設の利用性、あるいはお客さんに対する利便性等を考えれば今後

検討していくひとつかなと思っています。

これまでは、そういった面で他の施設と同様に1か月単位でやってきたという経過できておりますが、今後検討させていただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

付け加えさせていただきますが、公の施設、行政財産としての本質から見て、できるだけ短期間といいますか、そういうことが望ましいというようなことから、これまでも総合センターの食堂、あるいは高原食品加工センター、あるいは今回の産直ほすなある等につきましては、そういう意味で1か月という設定をしてきたものと、このように思っているところでございます。今担当課長からもお話ありましたように、そういう一定の、なんていいますか、行政財産の貸し付け等については、一定の縛りといいますか、そういったようなものもございまして、そういう中で、これまでも1か月程度の短い期間の中で設定してきたものと思っておりますが、これにつきましては、今実情にあわせながら、許可の期間というものも考えていかなければならないと思っておりますし、一般的に行政財産等の使用許可等につきましては、長くて1年とかという部分も一般的な取り扱いの中にはありましたので、その辺も参考にしながら検討をさせていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

この1か月間の短期使用については、見直しを検討するというふうなことでございまして、これは早期に検討をしていただきまして、この実態にあわせたような使用許可を、ぜひ早く実現されるよう、そのように私からも要望しておきたいと思っております。

また、この許可条件については、なんでもかんでも付せるというものでは、私はないような感じがします。先ほどの、その会員継続のための確約書などは最たるものであります。こういったような見解はどうでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それではお答えさせていただきますが、今回の施設の、公共施設を利用して営業する団体としての観点から、そのような中では会の継続、あるいは経営改善を考えながらの、ひとつの指導的な立場の中で、先ほども担当課長の方から申し上げましたが、数回にわ

たつての、いわゆる不透明といいますが、そういったふうな部分も話し合いの中でもあったということを聞いておりますが、そういう観点の中で、指導的な立場の中で、一定の期間を示しながらの、そういう期限を示しながら、早めに改善を図っていきけるような方向にしたいというような思いの中で進めてきたものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

本来の意味で、その正常なものに向けた形というふうな発言なようでございますけれども、許可条件を付する場合の中身をもう少し、私は吟味してから相手方に、条件を付けてやるような分については検討しなければならないのではないのかなと思うのですが、この件についても一度お答えいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほど申し上げましたような状況の中での、その文書を発送したといいますが、しているわけですが、いずれ条例規則を根拠にしたというような表現等も含めてのことだと思っておりますので、これについては適正を欠いていたであろうと、このように思っておりますし、今後の協議の段階で関係者からの経緯を理解をいただけるように努力してまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

この向日葵会の方から公開質問状が町長宛に提出されているように聞いておりますが、いつ受付し、その回答はいつなされたのかお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

公開質問状は、たしかに出されてございます。5月11日付で提出いただいておりますが、期限を5月20日として郵送されたものでございます。なお、この間に町側といたしましても、数値の確認のための追加資料等を21日の期限としてお願いしていた



経過もございまして、それらの精査等をしながら回答すべきと考えて、遅くなったことについては大変申しわけなく思っております。今後、趣旨につきましては先日口頭でお伝えさせていただきましたが、遅くならないうちに回答させていただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

いずれ今回のこの指導につきましては、非常に、やはり私は町側の対応が、町民に対して大変、私は失礼なことになっているなというふうに直観をいたします。その答弁の中では、開設以来信頼関係に立ってというふうなお話でございますが、これからも、ぜひ町民の方が使われる施設でございます。これからも、そういったような中身ではなくて、やはり親切に、これまでどおり支援、指導していただくことを、やはり私は願うわけでございます。1日も早く、この公開質問状などに対しても回答をなされ、1日も早い良い関係ができて、あそこがまた葛巻の玄関口としての、道の駅としての発展を願うものでございますから、町長最後にこの件について、どのような所管をもっておられますか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

近年景気の低迷等によりまして、産直部門、食堂部門とも販売額、来客数とも減少傾向にございます。そういった中で今後売り上げ、またお客さんも多く訪れるような、まさに魅力的な施設の整備、ソフト的な部分、ハード的な部分も含めて、今後検討していくことが大事なかなと思っております。道の駅としての機能、そして向日葵会からも町の情報を発信していただけるような、お互いの信頼関係をつくっていきたいと思っておりますので、そういった部分につきましても、これまで同様の支援をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

町長の発言がないようでございますから、それでは逆に副町長、上司でございますので、この所管についてお伺いいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

それではお答え申し上げますが、産直ハウスのひとつの目的にあわせまして、農林産物、あるいは地域の特産の販売促進、あるいは郷土食品等を提供する場というようなことでありますし、先ほどから申し上げておりますように、町の交流人口のひとつの増大を図りながらの、そしてまた、そういう関係者の生産意欲も高めながら進めていく施設でもございますので、そういう趣旨に沿うように関係者と協議しながら、鋭意努めてまいりたいと、このように考えておるものでございます。

議長（ 中崎和久君 ）

柴田勇雄君。

1 番（ 柴田勇雄君 ）

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思えます。

限界集落、あるいは準限界集落と、呼び名はそれぞれ、いろいろあるようだというふうな答弁にもございました。当町では、この限界集落とか、準限界集落、用語については今後どのような呼び方、呼称の仕方を考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

議長（ 中崎和久君 ）

総務企画課長。

総務企画課長（ 村上久男君 ）

柴田議員さんからの質問にも、やはり限界集落という呼び方につきましては抵抗があるんだというふうなご質問もいただきましたし、私たちもこの限界集落という言葉は、どうも、そこに住んでいる人間として、どうも抵抗感が多く感じます。限界集落に該当する集落であって、何でこういうふうな、そういう地域に住んでいる人が、どうしてそういうふうな呼ばれるのかなということ、あまり良い気分はしないのですが、これまで町が進めてまいりました集落に対する支援というものは、やはり、これまで町が進めてまいりました自治会活動、要するに自治会というふうな形での支援を行ってきておりますし、今後におきましても、やはり自治会をひとつの集落と捉えて、いろいろな要望をいただき、また地域担当職員も配置し、そして集落の支援というものにつきましても自治会単位というふうな形で行ってまいりたいというふうな思っているところでございます。

議長（ 中崎和久君 ）

柴田勇雄君。

## 1 番 ( 柴田勇雄君 )

まず、この呼称についても十分関係機関の皆様方とですね、よく相談しながら、この呼び名を決定していただいて、葛巻にふさわしいような、将来につながられるような、ぜひ名称にやってほしいという要望をしておきたいと思います。

それからまた、現在、以後はこの限界集落とは私も申し上げませんが、過疎集落2007年に調査した分については、この2集落、14集落というふうな感じになりまして、約当町の半数近くが準過疎集落にも、あるいはなっているのかなというふうなことでございまして、10年後については人口だけお聞きしておりますけども、そうしますと10年後の集落は、さらに、この集落数が増えてくるなというふうなことを思いますと、非常に、なんとなく寂しいものを感じられてくるわけです。ですから、やはり過疎集落に歯止めがかからない、非常に難しい施策だとは思いますが、葛巻ならではの過疎集落対策を今から講じていかなければ、ただただの、この過疎対策のみというふうな形ではなくて、さらに超過疎対策をやっていかなければ、私は葛巻の集落が消え去っていくような感じがするわけです。ですから、この過疎集落については、もう少し議論を深められ、そしてまた、どうしたならば、再生まではいかなくてもですね、維持できるような施策をもっともっと、やはり私は取り入れていくべきではないのかなと、このように思っております。

自治会活動にしても、冠婚葬祭するにしても、こういったような部分になってきますと、もう、なり手がなくなってしまうのではないですか。担い手が。いわゆる集落の担い手が。ですから、そういったような部分の人材育成も含めた、いろいろな施策を今後の過疎集落対策を、ぜひ立ち上げてほしいなど、そしてまた、いくらかでも葛巻に昔から残ってきた集落を存続させるような対策で、安心させたような村づくりを、ぜひやっていただきたいと思うのですが、まだ具体的なものがないような感じがしておりますが、もう少し、このようなことをやりたいというような希望的な観測でもいいですから、お答えをいただきたいと思います。

## 議長 ( 中崎和久君 )

総務企画課長。

## 総務企画課長 ( 村上久男君 )

やはり過疎対策、いわゆる過疎集落、学説によれば限界集落とも呼ばれるような、高齢化が進みまして、65歳以上の占める割合が50パーセント以上占める割合の集落というのは、今後も増えてきて、もしかすれば準限界集落の中のグループに入っておる集落が、そのままそういう実態の集落になるというふうな可能性は十分にあるというふうに思っております。

懸念されるような、いろいろな後継者の問題、それから集落機能の問題、さまざまな問題は抱えているというふうに思っておりますし、ますます深刻になってくると思っております。現在町が取り組んでおります集落に対する支援につきましては、鈴木議員さんのときにも、集落支援員のところでも答弁させていただきましたが、やはり従来町が

進めてまいりました自治会に対する助成を、やはりしっかりしていきたいというふうに思っておりますし、やはり国、県におきましても、集落に対する支援という部分につきましては、今後力を入れてくるというふうに捉えて、考えておりますし、町といたしましても、やはり実態をしっかり把握する必要もあるし、自治会の方々からの情報もしっかり、意見等もしっかり聞かなければならないというふうに思っております。それらの課題等につきましてはの把握をですね、やはり自治会長、自治会の皆さんともしっかり情報交換しながら、その事態を捉え、そして要望にこたえていくというふうなことが大事であろうと思っております。従来からの自治会に対する助成の内容というふうなものにつきましては、協働のまちづくり補助金におきましても、少しずつではありますが、充実した内容になってきているというふうに思っております。意見等をいただきながら、さらに、これまで取り組んでまいりました集落の支援策というものを、充実していくことが大事ではなかろうかなというふうに思っております。過疎集落にあっても、やはり、そこに住んでいる人々が、住民がいきいきとして生活できるような集落の支援というものを心がけてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

町の方では、こういったような過疎集落の支援策については、自治会を通して特認事業などをやっていきたいというふうなお話がありました。こういったような過疎集落については、特に自治会としてはメニューが一律というふうなことではなくて、やはり、こういったような過疎集落に対しては特認事業の特を、さらに超特認事業のような形をもって、やはり目配りをしてやらなければ消えていくのではないかなと思います。そういったようなことを、これからも十分こういったような過疎集落に対しては目を注いでいただければいいのではないかなと思っております。午前中の鈴木議員の集落支援についても全く同じでございます。こういったような支援員がいることによって自治会活動も、あるいは過疎集落をどうすればいいのか、誰もまだ経験したことがないわけですから、その辺のところは柔軟な発想でやっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

ますます集落の過疎化というものは進んでくるものというふうに思っておりますし、我々が予期できないような、そういう問題ということについても、これから直面する場面があるだろうというふうに思っております。そうした今までの支援制度の充実というふうなことにつきましては協働のまちづくり推進協議会においても、いろいろとご意見

をいただいておりますが、自治会の会長さんはじめ、多くの方々からご意見をいただきながら、そして要望にこたえられるよう、柔軟性をもった内容のものに取り組んでまいりたいというふうに考えて進めてまいりたいというふうに思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

それでは最後になりますけども、この土谷川の問題にしても、過疎集落の問題にしても、町民にかかわる重要な問題でございますから、どうかこういったような部分については、1日も早い正規な軌道にのせるよう、そしてまた、過疎集落の問題については、これまで、あまりきめの細かい過疎集落まではなっておりませんので、この過疎集落対策についてはいち早い計画を、ぜひ実現させて、まちづくりに向けてやっていただきたいというようなことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（中崎和久君）

次に3番、姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

私は美術品取得基金廃止に伴い、対策について一般質問をさせていただきます。

葛巻町は美術品、平成6年8月6日、高額な漆絵を2点寄贈していただいております。平成8年に美術品取得基金条例を議会で可決され、約13年間、町美術品取得基金条例第10号で進められてきた。特に平成8年から平成11年にかけて購入された漆絵は平成8年8月22日、6,952,500円、平成8年12月12日、5,562,000円、平成9年6月25日、3,500,000円、平成10年6月1日、3,600,000円、平成11年3月25日、9,600,000円、5点で29,214,500円で購入しております。また、33点は葛巻町で高額な漆絵を寄贈していただいております。

鈴木町長は、平成21年3月議会定例会提出議案第16号、美術品取得基金条例を廃止、その附則、この条例は平成21年5月31日から施行することで、議会としても多数で可決されました。この廃止については私も賛成しましたが、このような高額な財産です。今後どのような対策をしていきますか。

このことについて、3点に分けて質問させていただきます。

美術品を今までどのような管理をしてきましたか。今後、どのような管理をしていきますか。

2点目、高額な美術品に保険もかけないで、また、万が一壊れても何も取り決めをしていない。今まで事故もなく、約13年間貸し出しする町としても、何らかの対策を考えるべきではないでしょうか。

町長は美術品取得基金を廃止しましたが、葛巻住民が美術品に、どれぐらいの方が関心があると思いますか。

この3点について質問をお願いします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの姉帯議員の質問に答弁をさせていただきます。

平成8年制定の美術品取得基金条例は、本年3月の町議会定例会において廃止条例を議決いただいたところでございますが、そのことに伴いましての今後の対策に係るご質問にお答えをいたします。

まず、美術品をどのように管理しているのかとのご質問でございますが、これまで美術品取得基金を活用して取得した美術品は、本町出身の漆工芸家である勝正弘氏の漆絵作品のみであります。平成8年度に2点、平成9年度に1点、平成10年度に2点の合計5点でありまして、先ほどの姉帯議員のとおり、購入金額は5点合計で29,214,500円となっております。この美術品については総合センターの1室を利用して管理保管しながら、役場町民ロビーに設置したショーケースに順次展示公開してきたところであります。これとは別に、勝正弘氏には平成6年度から平成11年度までに合計33点の漆絵作品をご寄贈いただいております、あわせて総合センターに保管してきたところであります。

次に美術品を安全に貸し出しているのかとのご質問でございますが、美術品取得基金で購入した5点の作品は貸し出しをせず、総合センターに保管、管理しております。勝正弘氏から寄贈いただいた作品については、同氏のご意向にそのような形で、産直ハウスほすなある、葛巻中学校、介護老人保健施設アットホームくずまきなど、多くの町民や町外からの来訪者が立ち寄る施設に無償で貸し出しをしております。貸し出しに当たっては借用書を取り交わしており、直射日光を避けること、乾燥をさせないため、定期的に加湿をすることなど、適切な管理を条件としているものであります。

次に、葛巻町の住民が美術品にどれくらい関心があると思うかとのご質問でございますが、直接的に美術品に対する関心度を調査したことはございませんので、具体的な数字でお答えをしかねるわけであります。しかしながら、優れた芸術作品に触れることは、これを楽しみながら観る力と、個性の表現力を養い、同時に生活の中に潤いを覚えることや、自己を高めるうえからも非常に大切であることは言うまでもありません。町民から、より関心をもっていただく努力を継続していくことが大事なことと認識をいたしております。本町出身の優れた芸術家である勝正弘氏に係る町が所蔵する作品については、小中学校など公共施設への展示拡大を図るなど、広く町民がふれあえる機会をつくるよう、今度とも一層努力してまいりたい、そのように考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

## 3番（姉帯春治君）

今町長からお答えをいただきましたが、その1点目の美術品の管理の仕方が、かなり私は難しいと聞いておりますが、やはり購入したものについては、今聞いているところでは貸し出しはしていないということのように聞こえたわけですが、ただ、それを、おそらく一般町民の皆さんが、もらったものについては目に触れたことがあると思いますが、購入されたものに対しては、いつか展示したことがありますか。私は、もうちょっと大事に扱って、そして、あちこちに貸し出しするのも、それは皆さんの考えでよければ、それでいいと思いますが、できれば庁舎内の一角にそのような関係者の人から、どのような保存をすればよいのであるか、それを聞きながら、そういう施設を設置して、そして役場であれば、夜も当直の方もおられますし安全ではないのかなど、このように思われますし、また、その高額な、町のお金で買って、目に触れないで貯蔵庫にしまっておくということは、宝の持ち腐れのように、私は聞こえますけども、できれば町民に触れる場を、展示する場をつくっていただければなど、私は思います。

それと、私もよく分からないわけですが、勉強のために質問させていただきますが、保険をかける場合、1画廊いくらでかけるのか。また、購入した金額の中で決定されていくのか。また、詳しい鑑定人という方がおられると思いますが、1年1年の状況の作品を見ながら、掛金が決定されるのか。その辺をもし詳しく分かっていたら、お答えをお願いします。

## 議長（中崎和久君）

教育次長。

## 教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育次長から答弁をさせていただきます。

まず、買ったものに関して、町民の目に触れる機会があるかないかというようなお話ではありますが、かつて総合センター等での展示も行いました。たしかに、ここ数年一堂に集めての展示会等はありません。また、学校8校ある中で1校にしか展示をしていないというふうなことを考えますと、十分な公開をしてこなかったということは反省をしなければならないというふうに思っております。そういったことで、本年の7月に町民ホールのもので買いましたが、町民ホールのものにつきましては、購入したものを展示しております。そういった表示をしていないがために分からないという部分もあるかもしれません。そういうことで、町のホームページにも本年度4月から公開しております。22点の写真を載せてありますが、町民の皆さんから私が直接受けた電話も、よくホームページで紹介をしてくれたというふうなことを承っております。いずれにしましても、これから学校施設等を中心に、展示場所は確保しながら、広く公開するような対策をとっていかなければならないなというふうに思っております。

それから、三つ目の保険の問題ですが、県立美術館、あるいは県の生涯学習文化課等のご指導もいただくということで、いろいろ聞き取りも行っております。それから一部保険会社等の話もお聞きをしましたので、不十分かもしれませんが、今時点で知

り得ているという内容でお答えをさせていただきます。

まず、県立美術館につきましては、常時保管をしているものについては保険はかけていないということです。どこかの展示会場に移す場合だとか、展示をする場合に、それを移動する際に傷が付く、あるいは見る人が誤って触った、傷つけた、そういったことの損害を防止するというので、展示会の際には保険をかけるというようなお話を承っております。

それから、どんなかけ方をするのかというふうなご質問もありましたが、保険会社等の話をお聞きしますに、美術品保険というのがあるのだそうですが、はっきりとした購入価格があれば購入価格に対する保険、美術品というの是非常にいろいろな社会的な条件によって価格が変動するものだというようなことになりますので、そういった意味では鑑定人の鑑定も必要だというようなことも言われておりますが、果たして、そこまで経費をかけて、かけるべきかどうかという部分は、まだ、こちらも検討しなければならぬ部分だなというふうに思っております。以上が今時点で知り得ている内容というふうになります。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

今教育次長から聞いたところ、今後とも保険はかける気はないということですか。そして、私の考えとしては、もし貸し出しする場合には、その町管理の部分についてはそれでもいいと思いますが、やはり、それぞれ展示される場所が変わる。または、ずっとそこに任せるといふ、借りていった場合には任せるといふことになりますので、それについては、やはり保険金をいただいて、そして貸し出した方がよいのではないかなと思われませんが、その点についてはどのようにお考えですか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

今後保険をかける気がないかというようなご質問ひとつはあります。保管をしておるものについては県立美術館でも、そういうような常時保管をしているものについてはかけないと、それで移動する場合のというふうなことをお聞きしましたので、そういった形で職員が十分気を付けながら加湿をするだとか、直射日光を当てないだとか、最低限の対策をとりながら、しっかりと管理をすることで、それは十分カバーできるのかなというふうに思っております。

それから貸し出しをする、これは勝先生の寄贈していただいたものを、現在貸し出しをしているわけですが、こういったものについては保険をかけるにしても、どういった、どれくらいの金額でかけるかとか、これもいろいろと問題が発生します。そういう部分



で、十分に管理をしていただくような、先ほど借用書を交わしてというようなことを答弁いたしました。そういった中で十分気を付けていただくと、もちろん半永久的に貸し出しをするものでもありませんので、私どももちょくちょく出向きながら、管理の状況、現在貸し出しをしておりますところの加湿状況等は、十分に私どもも確認をしておりますので、そういったことの約束を励行していただくというふうなことを確認しながら貸し出しをしていけば、町民の皆さんに触れる機会を拡大できるのかなど、そのように考えております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

今保険をかける考えはもっていないということですが、テレビ等を拝見していても、それぞれの作品、美術品などを紛失されている件がたくさんあります。また、テレビ等を見ても、お寺さんからももっていくような方もありますので、やはり貸した人が、ずっとそれを監視しているわけでもない。ただ、日光とか水分、そういうものに対しては管理する、その町の取り交わしがあると聞いておりますが、破損した場合にはひとつの、借りた側に何も求めないで、それで終わりなのですか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

破損した場合に、貸し出した側の責任といいますか、そういったことが明確にされていないと、ある意味危機管理がなっていないというご指摘を受けるかもしれませんが、そういったことは十分、当然設置については私ども職員が出向いて設置をします。それとショーケースの安全性だとか、そういったものはしっかりと確認をした中で貸し出しをしていますので、かなりの部分、本当に、これは故意にやろうとすれば、それはいろいろなことも想定されますが、十分な管理がなされるということを条件に貸し出しをしておりますので、もちろん万が一何かがあれば、それなりの負担はしていただかなければなりません。現在はいずれ安全状況を確認しながら貸し出しをしているというふうな考えております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

万が一のことと今言いましたけども、その万が一のことがあるかもしれないから保険をかけなさい、かけた方がよいのではないかと私は質問をさせていただいています。そ

のことについては、やはりしっかりした、口頭ではなくて、やはり文書化で、やはりそういうのは明記しながら貸したり、借りたりして、町民の皆さんの目に触れていった方が、借りた側としても安心するだろうし、貸した側も安心できるのではないかなと思いますけども、その点についてはどういうふうに。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育次長から答弁いたします。

貸し出しするもの以外、購入したものもあります。それから貸し出しをしているものすべての保険につきましては、たしかに管理する側とすれば心労もあります。まして貸し出しをすると心労もありますから、そういった部分では危機管理をしっかりしなければならない、保険もひとつの手段だろうというふうに思いますので、ただ財政的な問題もございます。そういったお金で新たな美術品を買うだとか、芸術品を買うというようなことも当然考えなければなりませんので、もう少し時間をいただきまして、総合的にその保険加入等については検討させていただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

このことについては約30,000,000円も出して購入していますので、やはり町民の皆さんの目に触れるのは大事だと思いますけれども、やはり、これについては保険を前向きに考えた方が私はよいと思います。まず、それはいいです。

あと、町長はこの美術品の漆絵に、町民がどれくらいありますか。

それと一般住民の方から、このような高価なものが葛巻町に38点もあるのかと、こういう話もあちこちで聞くわけですが、やはり町長は町民のトップですので、これを廃止するのも、議会としても廃止のことについて賛成しましたが、決定しましたけれども、やはり、これについては、やはり一般住民の方々が、興味のある方もたくさんあると思います。それから、全く興味のない方もあると思います。その使い道について住民の、町としてどのような利用方法がよいのか、アンケートでもとる考えはあるのかどうか、町長からお答えをいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

これまでの活用につきまして、しっかりとした公開、住民の皆さんにお知らせをする、

あるいは展示をするという部分が十分に行われてきたとは言い難い部分があります。それは、ひとつの反省であります。加えまして町長からは、そういった町の偉大な芸術家の作品であるから、少なくとも学校には全部設置をすることを考えろというふうなこと、それから一同にそれを、38点を展示できるような機会をつくれというふうな指示を受けております。現在学校の校長会議等で話をしながら、どれくらいのスペースがとれるか、何点展示できるか、そういったことの対策を考えております。関心の度合いを高めるというふうなことが必要だというふうに、先ほど町長からも答弁をしたところです。本当に、誰が関心がある、関心がないということ以前に、関心をもっていただくような、文化面の文化度を高めるうえからも、関心を高めるような対策を、教育委員会とすれば行っていかなければならないなというふうに認識をしております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

いろいろ答えを聞きましたけども、これを、ずっと展示していくのに対して、経費はどれくらい、今からずっとかかっていくわけですけども、どれくらい経費をみていますか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

まず、学校に設置をしようとする際に、ショーケース的なものを作らなければならないというふうな経費が出てきます。それは1か所、大きさ等にもよりますが、数十万円を要するだろうというふうに思います。それが7校、現在1校、葛巻中学校には設置してあります。あと7校ですから、応分の経費が発生するだろうなと思います。ただ、展示をしまして、それ以後の経費につきましては、加湿する程度、コップに水を入れておくとかくらの対策で十分だというふうに伺っておりますから、継続していくための経費はそんなにかからないのかなというふうに思っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

それぞれ購入されたものについては、作品については、何々の絵というような名前が付いていると思いますけども、それは一般の方々、これが9,600,000円もしたのか、これが3,500,000円もしたのかというような判断がつかないと思いますが、その値段を明記していますか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育次長から答弁いたします。

現在町民ホールに展示してありますものが一番初めに購入をしましたものであります。ただ、そういった値段については、現実表示はしておりません。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

これは、やはり、今までもそれぞれ公表されてきましたから、隠さず、やはり勉強のためにも、この絵はこれくらいしたのだ、やはりこれくらい違うのだという考えも、それぞれ見る方にはあると思います。ですので、金額的なものも別に隠すこともないだろうし、普通に提供された価格で、これはいくらで購入しましたということで、何月何日に購入しましたということの明記も必要ではないかなと思いますので、その辺をやるのかやらないのか確認します。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

町民ホールに展示してあるものについて、実際に購入価格についての表示はしておりません。これは、決して隠すとかそういうつもりでのものではありません。果たして、そういった値段を付して展示することがいいのか、ある意味その文化の、あるいは芸術の振興という部分で、こういった見方をするのか、たしかに、それは高いとか安いとか、さまざま見方があるだろうと思います。そういう考え方をしっかりと養うという部分も芸術に触れる目的でもありますので、この価格を表示することについては、少し方法を検討させていただきたいと、その場所に果たして表示をすることがいいのか、広報等でお知らせをすることの方がいいのか、その方法については検討をさせていただきます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

まず、子どもたちの関心を高めるためにも、やはり、このような絵をつくれるようになれば、これくらいするのかと、関心が子どもたちも高まると思います。ですので、ぜ

ひともその価格を明記しながら展示した方がいいかなと、私の質問とさせていただきます。終わります。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で今日の議事日程は全部終了しました。

今日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

（散会時刻 14時53分）